

命 令 書

申 立 人 X 1 組 合
 執行委員長 A 1

被申立人 Y 1 会 社
 代表取締役 B 1

被申立人 破産者 Y 1 会 社
 破産管財人 Y 2

上記当事者間の都労委令和 6 年不第 9 号事件について、当委員会は、令和 8 年 4 月 7 日第1886回公益委員会議において、会長公益委員團藤丈士、公益委員太田治夫、同水町勇一郎、同岩井伸晃、同大橋さやか、同垣内秀介、同笠木映里、同神吉知郁子、同富永晃一、同西村美香、同福島かなえ、同森円香の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 Y 1 会社は、申立人 X 1 組合の組合員 A 2 に対し、金894,307円を支払わなければならない。
- 2 被申立人破産者 Y 1 会社破産管財人 Y 2 は、前項の金員につき配当手続を実施したとき、又は配当手続が実施されないことが確定したときは、当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。
- 3 被申立人 Y 1 会社は、本命令書受領の日から 1 週間以内に、下記内容の文書を申立人 X 1 組合に交付しなければならない。

記

年 月 日

X 1 組合

執行委員長 A 1 殿

Y 1 会社

代表取締役 B 1

当社が、貴組合との間で令和 5 年 5 月 22 日付けで締結した和解協定書の一部を履行しなかったこと及び 6 年 1 月 29 日付けの貴組合からの団体交渉申入れに応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は、文書を交付した日を記載すること。)

- 4 被申立人 Y 1 会社は、前項を履行したときは、当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

理 由

第 1 事案の概要と請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

貨物自動車運送事業を業とする被申立人 Y 1 会社（以下「会社」という。）の従業員である A 2（以下「A 2」という。）並びに元従業員である Z 1 及び Z 2（以下、これら 3 名を併せて「A 2 ら」という。）は、令和 5 年 1 月頃、申立人 X 1 組合（以下「組合」という。）に加入した。1 月 28 日、組合は、会社に対して A 2 らが組合に加入したことを通知するとともに、A 2 らの未払賃金問題等を議題とする団体交渉を申し入れた。2 月 19 日、組合は、会社が A 2 に対して配車差別を行っているとしてこれを是正するよう、団体交渉の議題に追加した。4 月 4 日以降、組合と会社との間で団体交渉及び事務折衝が開催され、5 月 22 日、組合と会社とは、「会社は、A 2 の 2023 年 5 月 1 日就労分以降の賃金を同業種の従業員と差別せず、同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないことを誓約し、正当な理由なく A 2 の賃金が平均額を下

回った場合は、平均額との差額を支払う。」との条項（以下「本件和解条項」という。）を含む和解協定書（以下「本件和解協定書」という。）を締結した。

6年1月29日、組合は、会社に対し、本件和解協定書を履行することなどを求めて団体交渉を申し入れた（以下「本件団体交渉申入れ」という。）が、会社からの回答はなかった。

3月11日、組合は、当委員会に対して本件不当労働行為救済申立てを行った。

4月30日、会社について破産手続開始決定がなされ、破産管財人として Y 2 弁護士（以下「Y 2 破産管財人」という。）が選任され、8月5日、当委員会は、Y 2 破産管財人を本件の被申立人に追加した。

本件は、①会社が、A 2 に同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額を支給していないことは、A 2 が組合の組合員（以下、単に「組合員」という。）であることを理由とした不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるか、②会社が、本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否及び組合の運営に対する支配介入に当たるかが、それぞれ争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

本件申立て後、組合は、請求する救済の内容の変更（後記第2．5(4)）及び一部取下げを行い（同(9)）、本件結審時における請求する救済の内容の要旨は、以下(1)から(7)までのとおりとなった。

- (1) 会社は、本件和解協定書を遵守すること。
- (2) 会社は、A 2 に対し、本件和解条項に従い、A 2 の5年5月1日以降の就労に対する月額賃金と同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額相当額として、918,224円と支払日までの遅延損害金を支払うこと。
- (3) 会社は、本件団体交渉申入れに、根拠資料を交付するとともに、主張の法的根拠を示すなどして速やかに、かつ、誠実に応ずること。
- (4) 会社は、組合との団体交渉を拒否することによって、組合員の組合活動意思を萎縮させたり、労働組合法を遵守し運営している組合の存在を否定することで、組合の運営を阻害し、その団結権を侵害しないこと。
- (5) 会社は、組合が団結権を侵害されたことによる損害として、組合に対し

て100万円を支払うこと。

(6) 会社による陳謝文の掲示及び手交並びに全国紙への謝罪広告の掲載

(7) 上記(6)の履行報告

第2 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人組合は、肩書地に事務所を置き、主に中小企業の労働者が企業の枠を越えて個人で加入しているいわゆる合同労組であり、平成24年4月に結成された。本件申立時の組合員数は約350名である。

組合の執行委員長として本件申立てを行い、本件審査手続を行ったA1（以下「A1委員長」という。）は、27年9月19日に開催された組合の第4回定期大会（第5回大会）において執行委員長に選任され、その後、令和5年9月9日に開催された定期大会まで、再任を繰り返していた。

なお、後記7のとおり、6年2月28日、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）は、組合から除名された組合員が組合を被告として提訴した総会決議不存在確認等請求事件（東京地裁令和2年(ワ)第〇〇号）の判決（以下、この判決を「総会決議不存在確認地裁判決」という。）を言い渡した。この判決は、平成27年9月から令和5年9月までの間に行われた、組合の執行委員長にA1委員長を選任する決議を含む各大会における決議（以下、組合の大会における決議を「総会決議」という。）がいずれも不存在であることを確認するものであった。6年11月13日、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）は、組合の控訴を棄却する判決（以下、この判決を「総会決議不存在確認高裁判決」といい、総会決議不存在確認地裁判決と合わせて「総会決議不存在確認判決」という。）を言い渡し、7年7月2日、最高裁判所（以下「最高裁」という。）は、組合の上告棄却及び上告受理申立ての不受理の決定（以下「最高裁決定」という。）をし、総会決議不存在確認判決が確定した。

その後、組合は、後記8のとおり、7年9月13日に開催された定期大会（以下「7年9月13日定期大会」という。）において、改めて組合の役員を選出し、執行委員長にはA1委員長が選任された。

(2) 被申立人会社は、貨物自動車運送事業を業とする株式会社で、本件申立

時の従業員数は10名（運転手8名、運行管理者1名、事務員1名）であった。その後、会社は、6年4月30日に後記5(3)のとおり宇都宮地方裁判所栃木支部（以下「栃木支部」という。）において破産手続開始決定がなされた（栃木支部令和6年（フ）第〇〇号）。

- (3) 被申立人Y2破産管財人は、4月30日、栃木支部により会社の破産管財人に選任された。

2 A2らの組合加入から本件和解協定書を締結するまでの経緯

(1) A2らの組合加入と団体交渉申入れ

A2は、平成25年頃会社に雇用され、以降大型貨物自動車の運転手として勤務した。令和5年1月頃、A2は、既に会社を退職していたZ1及びZ2（両名とも運転手）とともに組合に加入し、同月28日、組合は、会社「労働組合加入通告兼団体交渉申し入れ書」と題する文書を送付した。この文書で組合は、A2らの組合加入を通知するとともに、主として以下エの要求事項を議題として団体交渉を申し入れた。なお、この文書には、要求の前提として要旨以下アからウまでの記載があった。

ア A2及びZ1は、2年1月及び2月に、会社から、「仕事がないから有給休暇を全て取得しろ。」と命じられ、約40日分の年次有給休暇の日を一方的に指定され、強制的に取得させられた。

イ Z2は、4年10月に社長や会社の従業員からパワーハラスメントを受け、その後11月4日に会社から約2週間の出勤停止処分を受けるとともに、12月4日付けでの解雇を通告された。

ウ A2らは、おおむね5時に栃木県〇〇市内の車庫に出勤し、アイドリング、出庫前点検、アルコールチェックなどを行い、5時30分に出庫し、千葉県〇〇市のC1社の物流センターで荷物を積んで7時過ぎに出発し、埼玉県〇〇市のC2社の物流センターに8時40分頃に到着し、順番を待ち、同時に到着している自社のトラックの荷下ろしを3時間ほどかけて手伝い合うなどし、12時過ぎにC2社の物流センターを出発し、C2社の東京都〇〇市の物流センターへ向かう2便目のルートをこなし、19時30分に、〇〇市内の車庫に戻り、日報を書くなどし、19時50分頃に退勤する。組合員たちの労働時間は、直近では1日15時間以上労働であ

る。食品を運送しているのでトラックから離れることはできず、労働から完全に解放される休憩は一切取得できなかった。週に1日休日があった。

エ 上記アからウまでの事情を踏まえて、以下(ア)から(オ)までのことを要求する。

(ア) A 2 及び Z 1 が、強制的に休暇を取得させられたことに伴う損失相当額を支払うこと。

(イ) Z 2 について、パワーハラスメント被害に適切な対応をしなかったこと、正当な懲戒手続を行わずに出勤停止処分としたこと、不当解雇を行ったことを釈明、謝罪し、出勤停止処分を撤回して減額した賃金を全額支払い、復職日までの賃金補償をし、パワーハラスメントの再発防止策を講じた上で、従来の業務に復職させること。

(ウ) A 2 らの取得できなかった休憩時間分の賃金を含む未払賃金を過去に遡って全額支払うこと。

(エ) A 2 らの労働条件に関わる就業規則・賃金規程・退職金規程・三六協定・賃金控除協定の各写し、A 2 らの雇用契約書の写し、2年3月から5年1月までアルコールチェックの記録及び運行日報・賃金台帳の各写しを組合に提出すること。

(オ) A 2 らの賃金の計算方法について、根拠を示して詳細を説明すること。

(2) 配車差別に対する抗議

2月19日、組合は、会社に対し、「配車差別に対する嚴重抗議と団体交渉日程について」と題する文書（以下「5年2月19日付文書」という。）を送付した。

5年2月19日付文書には、要旨以下ア及びイの記載があった。

ア 会社は、A 2 に対し配車差別を行っている。1月もA 2 に対し、1日1回の仕事だけ指示し、他の運転手には1日2回の仕事を指示している。ある運転手の話では1月の手取りは40万円は超えていたとのことであったが、A 2 は28万円である。A 2 は、2月17日に社長と電話で話し、他の運転手と公平な配車にしよう求めたところ、社長は、「1日1回ち

ゃんとつけてるだろ、周りは気にする必要はない、給料安いのは知らない。」と回答した。

イ 組合員に対し不利益な取扱いをすることは不当労働行為であり、嚴重に抗議し、速やかに是正するよう求める。加えて、配車差別の問題を団体交渉の協議事項にすることを求める。

(3) 本件和解協定書を締結するまでの労使間のやり取り

4月4日、団体交渉が開催された。出席者は、組合側はA1委員長、A3書記長、A2らの5名で、会社側は代理人弁護士（以下「会社代理人」という。）及びB1代表取締役（以下「B1社長」という。）であった。

5月1日には、組合と会社代理人との間で事務折衝が行われ、同月2日に前回と同様の出席者で第2回の団体交渉が開催された。組合は、これらの協議の中で、A2への配車差別の問題について、過去に行われた配車差別に伴う補償については会社に求めないこととし、将来的に配車差別が行われないよう会社と合意することとした。そして組合は、5月9日、「和解協定書案の提案」と題する文書（以下「和解案」という。）を会社代理人に送付した。この和解案において、A2への配車差別の是正に係る組合案として、「会社は、A2の2023年5月1日就労分以降の賃金を同業種の従業員と差別せず、同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないことを誓約し、A2の賃金が平均額を下回った場合は、平均額との差額を支払う。」と記載されていた。

5月16日、会社代理人は、この和解案に対し、「A2の賃金が平均額を下回った場合」の前に「正当な理由なく」を記載するよう、修正を求めた。組合はこれを了承し、5月22日付けで、後記3のとおり、組合と会社との間で本件和解協定書が締結された。

3 本件和解協定書

(1) 組合と会社との間で締結された本件和解協定書には、以下の記載があった。

「(前略)

1 会社は、組合員らの就労環境に配慮が足りなかったこと、組合員らの賃金不払いが生じたことについて、組合及び組合員らに対し、遺憾

の意を表する。

2 (1) 会社は、2022年11月4日から同年同月17日までのZ2に対する出勤停止処分を撤回し、不合理な処分を行ったことをZ2に謝罪する。

(2) 会社は、2022年12月4日付のZ2の解雇を撤回する。

(3) 組合、Z2、会社は、Z2と会社との雇用契約が2022年12月4日付で会社都合の合意退職により終了したことを相互に確認する。

(中略)

3 会社は、労働関連法規を遵守し、従業員の労働時間を適切に管理し、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、1分単位での適正な賃金の支払いに努め、前第1項について、組合及び組合員らに対し、以下を誓約する。

(1) 会社は、法律に則って従業員に休憩を取得させ、休憩を取得できなかった場合は、休憩を取得できず労働した時間の賃金を適正に支払う。

(2) 会社は、ハラスメント防止のための社員教育を行い、安全配慮義務を履行する。

(3) 会社は、組合員であることを理由に配車差別を含む差別的扱いはしない。

(4) 会社は、A2の2023年5月1日就労分以降の賃金を同業種の従業員と差別せず、同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないことを誓約し、正当な理由なくA2の賃金が平均額を下回った場合は、平均額との差額を支払う。

(5) 会社は、本件以降の未払い賃金問題の解決については、組合との誠実な協議によって解決を目指すものとする。

(6) 会社は、就業規則など諸規定を法律に則って改正する。改正の際は、事前に組合と誠実に協議し、組合員の意見を真摯に聞くことを誓約する。

(7) 会社は、組合員らの労働条件を不利益に変更するときは、事前に組合と誠実に協議する。

(後略)

」

- (2) 上記(1)のほか、本件和解協定書では、Z 2 の解雇問題に係る解決金及び A 2 らの未払賃金に係る解決金を会社が組合に分割して 5 年 11 月までに支払うことを定めていた。

4 本件和解協定書締結後から本件申立てまでの経緯

(1) 会社運転手の給与構成

会社従業員の基本給は、全従業員同額で月額 160,000 円である。会社従業員のうち、運転手には、ほぼ毎月支給される手当として愛車手当 10,000 円が一律支給され、そのほかに無事故手当及び残業手当（深夜残業手当を含む。）が支給された。5 年 5 月から 6 年 2 月までの間においては、無事故手当は 30,000 円が全運転手に一律支給されていた。

(2) 会社における配車の状況

会社の運転手が行う運送業務は、会社から物流センターへ移動して荷積みをし、その後目的地に移動して荷下ろしをする、あるいは、仕事の終わりに荷積みをして翌朝目的地に移動して荷下ろしをするというもので、この荷積みから荷下ろしまでの各運送業務を 1 回と数えると、会社では、通常運転手には 1 日 2 回、繁忙の時は 3 回の運送業務が運転手に割り振られていた。1 日 2 回以上の運送業務を割り振られると通常残業が発生することとなり、これに対して残業手当が会社から運転手に支払われることになる。

なお、会社が保有する大型貨物自動車は、車種は全て同じで、積載量等の仕様も同一であった。

(3) A 2 への配車の状況

A 2 は、本件和解協定書締結後も、ほとんどの勤務日において 1 日 1 回の運送業務しか割り振られなかったため、会社の配車係に対し、自身に配車をもっと割り振るよう要望したが、その後も配車の状況は変わらなかった。

(4) 運転手の賃金の推移

前記(1)のとおり、運転手の基本給は全員同額であり、残業手当以外の手当もほぼ同額であるため、残業手当が少ない A 2 の月額賃金は、他の運転手の月額賃金の平均額と比較して少なかった。

会社の賃金台帳によれば、5年5月から6年2月までの間におけるA2の月額賃金及び他の運転手の月額賃金の平均額の推移は、別紙のとおりである（なお、5年9月は、A2は帰省のため休暇を取得し、出勤日数は3日であったため、同月分を除く。）。これによれば、他の運転手の月額賃金の平均額は、約38万円から約43万円の間で推移しているが、A2の月額賃金は約27万円から約33万円の間で推移しており、他の運転手の月額賃金の平均額を常に下回っていた。その差額を各月ごとにみると、多い時は約13万円、少ない時は約7万円であった。

(5) 本件和解協定書の履行状況

会社は、本件和解協定書締結後、前記3(2)の解決金を分割により5年11月末までに組合に全て支払ったが、上記(4)のA2の月額賃金が高他の運転手の月額賃金の平均額を下回った時の差額についてはA2に支払っていない。

(6) 本件団体交渉申入れ

6年1月29日、組合は、会社に対し、「労働組合加入通告兼2024年度春闘要求書」と題する文書（以下「1月29日付要求書」という。）をファクシミリ及び配達証明郵便で送付し、Z3の組合加入を通知するとともに、本件団体交渉申入れを行った。1月29日付要求書には、要求事項として要旨以下ア及びイの内容が記載されていた。なお、配達証明で郵送した1月29日付要求書は、1月30日に会社に到達した。

ア 会社は、本件和解協定書第3項(1)から(6)までを履行していないことから、以下(ア)から(カ)までのとおり要求する。

(ア) 組合及び組合員に対し不当労働行為を行わないこと。

(イ) Z3及びA2の取得できなかった休憩時間分の賃金を含む未払賃金を過去に遡って全額支払うこと。

(ウ) Z3及びA2の労働条件に関わる就業規則・賃金規程・退職金規程・三六協定・賃金控除協定の各写し、Z3の雇用契約書の写し、Z3の3年1月から6年1月31日まで（A2については5年3月1日から6年1月31日まで）のアルコールチェックの記録並びにZ3及びA2の運行日報・賃金台帳の各写しを組合に提出すること。

- (エ) 本件和解協定書第3項(1)から(6)までを履行すること。
- (オ) 5年5月1日から6年1月31日までのA2と同業種の従業員全員の給与明細の写しを組合に提出すること。なお、氏名は、マスキングをして構わない。
- (カ) 組合員の賃金を月額5パーセント増額すること。
- イ 6年2月のうち、労使双方の都合が付く日程で2時間の団体交渉を開催することとし、応諾について2月5日正午までに回答すること。
- (7) 会社の対応
会社は、団体交渉の応諾について2月5日までに組合に回答することはなく、3月11日の本件申立時においても何ら回答を行っていない。
- (8) 本件申立て
3月11日、組合は、当委員会に対し、A1委員長を代表者（執行委員長）として、不当労働行為救済申立書を提出した。

5 本件申立て以降の状況

(1) 再度の団体交渉申入れ

3月11日、組合は、会社に対し、「労働組合加入通告兼2024年度春闘要求書（2回目）」と題する文書（以下「3月11日付要求書」という。）を送付し、団体交渉を申し入れた。

なお、3月11日付要求書には、要旨以下アからウまでの内容が記載されていたほか、1月29日付要求書と同様の要求事項が記載されていた。

ア 組合は、会社に対し、1月29日付要求書を送付したが、会社は、回答期限である2月5日までに一切の回答をしないばかりか、本件団体交渉申入れから1か月以上経過した本日（3月11日）に至るまで、一切の回答をせず、団体交渉を拒否した。

イ 会社の不当労働行為（団体交渉拒否）に厳重に抗議し、改めて団体交渉を申し入れる。

ウ 3月のうち、労使双方の都合が付く日程で2時間の団体交渉を開催することとし、応諾について3月18日正午までに回答すること。

(2) 会社からの通知

3月25日、会社は、A2及びZ3を含む全従業員に対して「通知書」と

題する文書を送付し、会社が破産手続開始の申立てを行うこととしたこと、同日付けで従業員は解雇となることなどを通知した。

(3) 破産手続開始決定

4月30日、栃木支部は、会社の破産手続開始決定を行い、破産管財人にY 2破産管財人を選任した。

(4) 請求する救済の内容の変更

4月30日、組合は、当委員会における本件審査手続において、Z 3に係る未払賃金の支払を請求する救済の内容に追加するなどして、これを変更した。

(5) 再々度の団体交渉申入れ

5月14日、組合は、会社、Y 2破産管財人、B 1社長、C 3社（下記ア参照）などに対し、「労働組合加入通告兼2024年度春闘要求書（3回目）兼請求書」と題する文書（以下「5月14日付要求書」という。）を送付した。

5月14日付要求書には、要旨以下アからウまでの内容が記載されていた。

ア 会社の土地及び建物は、会社の破産手続開始直前である3月19日にC 3社に所有権が移転しており、会社のB 1社長は、周囲に計画倒産である旨を公言している。また、B 1社長及び組合員を除く会社の運転手数名が、C 3社で就労している。

会社は、組合との団体交渉を拒否し、土地及び建物をC 3社に移転した上で会社を計画倒産させ、組合員を解雇し、業務をC 3社に引き継ぎ、B 1社長及び組合員以外の運転手をC 3社で雇用するという不当労働行為を行っているといえる。

以上を踏まえ、Y 2破産管財人、B 1社長個人及び実質的な組合員の使用者であるC 3社を申入れ先に加え、会社の不当労働行為に厳重に抗議し、改めて団体交渉を申し入れる。

イ 要求事項は、以下(ア)から(カ)までのとおりである。

(ア) 組合との団体交渉を拒否したこと及び団体交渉を拒否したことにより組合への支配介入を行ったことに対し、釈明と謝罪をし、組合に損害賠償を支払うこと。

(イ) A 2の差額賃金及びZ 3の未払賃金を支払うこと。

- (ウ) Z 3 及び A 2 の労働条件に関わる就業規則・賃金規程・退職金規程・三六協定・賃金控除協定の各写し、Z 3 の雇用契約書の写し、Z 3 の3 年 1 月から 6 年 1 月 31 日まで（A 2 については 5 年 3 月 1 日から 6 年 1 月 31 日まで）のアルコールチェックの記録並びに Z 3 及び A 2 の運行日報・賃金台帳の各写しを組合に提出すること。
 - (エ) 本件和解協定書第 3 項(1)から(6)までを遵守すること。
 - (オ) 5 年 5 月 1 日から 6 年 1 月 31 日までの A 2 と同業種の従業員全員の給与明細の写しを提出すること。
 - (カ) 6 年 3 月 26 日以降、Z 3 及び A 2 を C 3 社で就労したのものとして取り扱い、従来の賃金を補償し、両名を C 3 社で雇用すること。
- ウ 6 年 5 月のうち、労使双方の都合が付く日程で 2 時間の団体交渉を開催し、団体交渉の応諾については 5 月 24 日正午までに回答すること。
- (6) 5 月 24 日、Y 2 破産管財人は、組合に対し、5 月 14 日付要求書による団体交渉申入れについて、5 月は予定が埋まっており都合が付かない旨を回答した。
- (7) 当事者追加の申立て
7 年 6 月 5 日、組合は、当委員会に対し、Y 2 破産管財人を本件の被申立人に追加することを申し立て、当委員会は、8 月 5 日、Y 2 破産管財人を本件の被申立人に追加することを決定した。
 - (8) 審査手続
会社は、本件審査手続に出頭せず、主張書面及び証拠を提出しなかった（なお、Y 2 破産管財人は、調査及び審問期日に出頭し、主張書面を提出した。）。
 - (9) 一部取下げ
9 月 19 日の本件の第 9 回調査期日において、組合及び Z 3 と Y 2 破産管財人とは、Z 3 に係る未払賃金について合意に達した。
11 月 28 日、組合は、Z 3 に係る申立てを取り下げた。
- ## 6 組合の規約
- (1) 組合の「X 1 組合規約」（平成 26 年 9 月 13 日改定のもの。以下「組合規約」という。）には、以下の定めがある。

「第12条（大会）」

- 1 大会は組合の最高議決機関であつて、少なくとも年一回定期に、または必要に応じて臨時に開催し、組合員の直接無記名投票で選出された代議員と執行委員によって構成する。大会の招集は執行委員会が行い、大会運営委員は執行委員会が任命する。代議員の選出は別にこれを定める。
- 2 （略）

第13条（執行委員会、会計監査、賞統制委員）

- 1 執行委員会は大会で選任された執行委員長、副執行委員長、書記長による本部三役と会計、執行委員で構成し、大会の決定にもとづく組合業務についての日常の決定、執行にあたる。
- 2 組合に会計監査委員と賞統制委員をおく。委員は、大会で選任する。」

「第17条（役員）」

- 1 組合役員は、執行委員長、副執行委員長、書記長（以上三役）、書記次長、執行委員、会計、会計監査をもって構成し、大会において代議員の直接無記名投票によって選ぶ。任期は次期大会までとし、再任は妨げない。（後略）
- 2 （略）

第18条（職務）

役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 執行委員長 組合を代表し、業務を統括する
- (2) 副執行委員長 執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する
- (3)～(9) （略）

第19条（会議の成立、議決）

組合の全ての会議は構成員の過半数の委任状を含む出席によって成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決定する。」

「第23条（その他規定）」

本規約に基づき、別に以下の規定を定める。

- (1) 選挙・大会規定
- (2) (略)」
- (2) 組合規約第23条(1)に基づき定められた「X 1 組合選挙・大会規定」(以下「選挙大会規定」という。)には、以下の定めがある。

「第2条 組合員は、この規定の定めるところによって、選挙権、被選挙権を行使することができる。ただし、選挙告示以降の加入者、及び執行委員会、賞統制委員会により権利停止処分を受けている者はこれを認めない。

第3条 大会及び支部代表者会議を臨時に開催するときは次の基準による。

1 大会

- (1) (略)
- (2) 組合員の3分の1以上の連署により理由を明らかにして請求があったとき
- (3) 執行委員会が必要と認めたとき

2 (略)」

「第10条 大会代議員は、支部分会の組合員数により以下のとおりとし、各支部分会ごとに組合員の直接無記名投票により選出する。
(以下略)」

「第12条 選挙の管理と事務を処理するため選挙管理委員会を本部に設ける。選挙管理委員会は、本部の選挙の場合、執行委員会がこれを任命する。選挙管理委員会は、選挙に関する一切の権限と責任を有する。」

7 総会決議不存在確認判決

(1) 総会決議不存在確認地裁判決

6年2月28日、東京地裁は、総会決議不存在確認地裁判決を言い渡した。
総会決議不存在確認地裁判決は、平成28年に組合員となり、令和2年9月12日の総会決議で組合を除名された選定当事者原告Z4が、組合を被告として、A1委員長が執行委員長に初めて選任された平成27年の大会から令和5年の大会までの組合の総会決議について、いずれも瑕疵がある旨主

張し、組合に対し、主位的に不存在であることの確認を、予備的に無効であることの確認を求めた事案について、平成27年9月19日から令和5年9月9日までに開催された組合の大会における、組合の執行委員長にA1委員長を選任する決議を含む総会決議がいずれも不存在であることを確認するというものである。

なお、Z4を選定当事者原告に選定した選定者は、Z4及びZ5であり、Z5は、組合員であったが、3年9月11日の総会決議で組合を除名された者である。

総会決議不存在確認地裁判決では、要旨以下アからエまでのとおり判示している。

ア 平成30年9月8日の総会決議

組合の平成30年9月8日の第7回定期大会（第8回大会）においては、代議員の選任手続について選挙大会規定第10条に反し直接無記名投票を行わないという瑕疵があったということができ、各支部において、直接無記名投票と同視できる程度の民主的手続によって代議員が選任されたということもできない。その瑕疵は重大であり、もはや法的に総会決議と評価することはできず不存在というべきである。そうすると、組合の上記第7回定期大会（第8回大会）における総会決議（以下「30年総会決議」という。）は不存在である。

イ 令和元年6月23日から5年9月9日までの総会決議

30年総会決議は不存在であるから、当該決議において選任された役員によって構成される執行委員会は正当な執行委員会ではなく、その後に招集された大会は、法的には大会の招集権限を有する（組合同規約第12条第1項）執行委員会ではないものが招集したものとして、組合員の全員が出席して開催された等の特段の事情がない限り、その大会において行われた決議は不存在と評価される。

総会決議不存在確認等請求事件において上記特段の事情を認めるに足りる主張立証はないから、組合の元年6月23日の臨時大会（第9回大会）の総会決議は不存在であるとともに、同様の理由によって同年9月15日の第8回定期大会（第10回大会）から5年9月9日の第12回定期大

会（第14回大会）までの総会決議も不存在である。

組合（被告）は、仮に30年総会決議が不存在であっても、その後の総会決議によって追認した旨主張するが、追認決議は、瑕疵のある決議を正当な権限を有する大会において改めて承認するものであり、当然適法に招集された大会によって行う必要があるところ、上記のとおり、組合の第7回定期大会（第8回大会）後の大会は、正当な執行委員会が招集したものではなく、その総会決議も不存在となるから、30年総会決議が、その後の各総会決議によって有効に追認されたということとはできない。

ウ 平成27年9月19日から29年9月16日までの総会決議

平成30年9月8日の組合の第7回定期大会（第8回大会）における代議員の選任状況は前記アのとおりであり、また、組合（被告）の代表者も、27年9月19日の第4回定期大会（第5回大会）から29年9月16日の第6回定期大会（第7回大会）までの大会において代議員の選任の際に直接無記名投票を行わなかったことを認めており、上記第7回定期大会（第8回大会）と同様の状況であったと推認できる。

したがって、27年9月19日から29年9月16日までの総会決議も30年総会決議と同様に、組合員の多数の意思を反映せずに選任された代議員によってされた点において重大な瑕疵があり、もはや法的に総会決議と評価することはできず不存在というべきである。

エ 以上によれば、組合の27年9月19日の第4回定期大会（第5回大会）から令和5年9月9日の第12回定期大会（第14回大会）までの10回の大会（定期大会9回、臨時大会1回）の総会決議はいずれも不存在である。

(2) 総会決議不存在確認高裁判決

組合は、上記(1)の総会決議不存在確認地裁判決を不服として、東京高裁に対して控訴したが、6年11月13日、東京高裁は、控訴を棄却する旨の総会決議不存在確認高裁判決を言い渡した。総会決議不存在確認高裁判決では、控訴審における当事者の主張について、要旨以下アからウまでの判示がある。

ア 組合（控訴人）は、以前の役員の選任手続の瑕疵が連鎖したことにより本件各決議（平成27年9月19日から令和5年9月9日までの間に開催

された組合の各大会において行われた、代表者である執行委員長その他の役員の選任を含む決議のこと。以下同じ。)を無効とすることは、多数の組合員を救済してきた組合の活動を過去に遡って否定するものであり、上記組合員らの救済を阻害すると主張する。しかし、労働組合内部の組織運営に関する事項に瑕疵があることと当該組合が対外的にした行為の効力とは別異に解することも可能であり、瑕疵が連鎖したことにより本件各決議が不存在とされたからといって、直ちに組合員らの救済を阻害する結果が生じるともいえないから、上記の主張は理由がない。

イ 組合（控訴人）は、6年5月26日に開催された組合（控訴人）の臨時大会（以下「6年5月26日臨時大会」という。）において、本件各決議の瑕疵が治癒されたと主張するが、Z4（被控訴人）は6年5月26日臨時大会における決議の存在及び効力を争うところ、適正な手続を欠いてされた本件各決議について、組合員全員がその追認を承諾し、あるいは、新たな代議員の直接無記名投票による選任を経た上で6年5月26日臨時大会が開催されて追認の決議が行われたなどの事実を認めるに足りる証拠はなく、6年5月26日臨時大会が開催され、そこで本件各決議を追認する旨の決議がされたことをもって、直ちに本件各決議の瑕疵が治癒されたものということとはできないから、この点についての組合の主張は理由がない。

ウ Z4（被控訴人）は、6年5月26日臨時大会の総会決議の不存在又は無効を確認する訴えを追加するとともに、同総会決議によっても過去に遡って本件各決議の瑕疵は治癒しないなどと主張するが、上記総会決議は総会決議不存在確認地裁判決の言渡し後にされたもので、原審ではその瑕疵について審理しておらず、控訴審においてこれを審理するとなれば、Z4（被控訴人）やZ5（選定者）に対する招集通知の有無などの決議に至る経緯等について、証人尋問を含む審理を新たに行う必要があると考えられる。以上によれば、Z4（被控訴人）の訴えの追加的変更については、その審理により訴訟手続が著しく遅延することは明らかであるから、これを許さないこととする。

(3) 総会決議不存在確認判決の確定

組合は、総会決議不存在確認高裁判決を不服として、最高裁に対し、上告及び上告受理申立てをしたが、7年7月2日、最高裁は、上告棄却及び上告受理申立不受理の最高裁決定をし、総会決議不存在確認判決が確定した。

8 7年9月13日定期大会

(1) 平成27年度の執行委員による執行委員会の開催

平成27年9月13日から令和5年9月9日までの総会決議がいずれも不存在であることを確認する総会決議不存在確認判決が確定したことを受け、組合は、不存在とされた総会決議より前の、平成26年9月13日に行われた第3回定期大会（第4回大会）で選出された27年度の執行委員による執行委員会（以下「27年度執行委員会」という。）を開催し、組合同約第12条に基づき、27年度執行委員会が大会の招集をすることにより、大会を開催することとした。

26年9月13日の第3回定期大会（第4回大会）で選出された27年度の執行委員は、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員及び会計（書記長が兼務）の計8名であったが、この8名のうち6名は、その後組合を自ら脱退しており、令和7年7月時点で組合員であった者は、平成27年度に副執行委員長であったA4（以下「A4」という。）と書記長兼会計であったA1委員長の2名であった。

令和7年7月14日、組合は、平成27年度の執行委員として、当時の副執行委員長であるA4と、書記長兼会計であるA1委員長の2名の出席により、臨時の27年度執行委員会を開催した。この執行委員会において、27年度の執行委員長が既に組合を脱退しているため、副執行委員長のA4が代表代行となることを確認するとともに、27年9月19日から令和5年9月9日までの大会の総会決議がいずれも不存在であることを確認する総会決議不存在確認判決が確定したことを受け、7年9月13日14時に定期大会を招集すること、その招集状は27年度執行委員会と令和7年度の執行委員会との連名で送付することが承認された。

(2) 大会招集通知

7月22日、組合は、同月時点での組合員に対し、以下アからエまでの書

面を送付し、7年9月13日定期大会の招集と代議員選挙の案内を行った。

ア 「第14回定期大会（第17回大会）のご案内」

この書面は、発信者（名義）が、27年度執行委員会の「代表代行 副執行委員長 A 4」と令和7年度の執行委員会の「執行委員長 A 1」との連名であり、①7年9月13日定期大会を開催するので、念のため、総会決議不存在確認等請求事件の対象となる前の27年度執行委員会と現在の執行委員会との共同で招集する、②支部ごとの代議員の選出は直接無記名投票で行うので、代議員に立候補する方は、同封のはがき（後記エ）を返送されたい、③定期大会当日は、代議員以外の組合員も傍聴参加して発言することができ、その場で役員に立候補することもできる旨の記載がある。

イ 「X 1 組合第14回定期大会代議員立候補のご案内」

この書面には、7年9月13日定期大会開催に当たり、所属支部分会ごとに大会代議員を募る、立候補される方は同封のはがきに記入の上、返送されたい、定期大会までの予定は、8月7日に代議員立候補の締切り、8月8日頃に組合事務所から代議員選出の投票用紙を送付、8月28日が投票の締切りである旨の記載がある。

ウ 「X 1 組合第14回定期大会各支部の必要代議員数」

この書面には、7年9月13日定期大会に各支部で必要な代議員の支部ごとの人数が記載されている。

エ 「X 1 組合定期大会代議員立候補届」

組合宛ての代議員立候補届の郵便はがきである。

なお、組合は、7月28日にZ 5に対し、8月4日にZ 4に対し、それぞれ上記アからエまでの書面を送付して、7年9月13日定期大会の招集通知と代議員選挙の案内を行い、Z 4については、発送が8月4日となったことを踏まえ、代議員立候補の期限を8月12日までとした。

(3) 大会代議員の選任及び議題の設定

ア 上記(2)イの代議員立候補の案内を受けて、組合の各支部分会の組合員計54名が、7年9月13日定期大会の代議員に立候補する意思を示した。

イ 8月7日、組合は、臨時の27年度執行委員会を開催し、7年9月13日

定期大会の開催に当たり、大会運営委員及び選挙管理委員を選任するとともに、同大会に提案する議案を承認した。

ウ 8月28日までに、7年9月13日定期大会の開催に当たり、代議員選挙が組合員の直接無記名投票により行われた。投票は、組合の各支部分会での立候補者が代議員になることに反対する場合には「×」をつける（信任投票）方式で行われ、立候補者54名の全員が代議員に選任された。

エ 9月9日、組合は、臨時の27年度執行委員会を開催し、7年9月13日定期大会の追加の議案について、同大会に提案することを承認した。

(4) 7年9月13日定期大会

9月13日、組合は、7年9月13日定期大会を開催した。この大会に実際に出席した代議員は19名（1名は遅れて出席）で、委任状による出席代議員は29名であった。

組合規約第17条第1項により、組合役員は「大会において代議員の直接無記名投票によって選ぶ」とされているところ、この定期大会において、組合役員の選出に係る「第10号議案」では、役員立候補者11名について、出席代議員による直接無記名投票が行われ、出席代議員19名中、賛成19名、反対0名で役員立候補者11名の全員が信任され、執行委員長にはA1委員長が選任された。

9 A1委員長による追認

組合は、本件における7年10月31日付「準備書面3」で、執行委員長の選任を代議員の直接無記名投票により行ったことなど7年9月13日定期大会（前記8）に係る主張を行い、11月11日の本件の第10回調査期日において、7年9月13日定期大会で執行委員長として選任されたA1委員長は、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を組合の行為として追認し、引き続き審査手続を進めていく旨の意思を表示した。

第3 判 断

1 本件申立てに係るA1委員長の代表権について

(1) 本件申立ては、令和6年3月11日、申立人を組合、A1委員長を組合の代表者（執行委員長）とする不当労働行為救済申立書を当委員会に提出して行われたものである（第2.4(8)）ところ、2月28日、平成27年9月19

日から令和5年9月9日までの組合の執行委員長その他の組合役員の選任を含む組合の総会決議が不存在であることを確認する旨の総会決議不存在確認地裁判決が言い渡され（第2．7(1)）、その後、組合の控訴を棄却する総会決議不存在確認高裁判決（同(2)）を経て、7年7月2日、組合の上告棄却及び上告受理申立てを受理しない旨の最高裁決定により、総会決議不存在確認判決は確定した（同(3)）。

労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して不当労働行為救済申立てを行った場合には、却下事由に該当し得ると考えられるので、以上の事情を踏まえて、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるか否かについて、まず判断する。

- (2) 組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、上記(1)の総会決議が不存在とされた期間より前の、平成26年9月13日に開催された組合の大会で選任された当時の執行委員により構成される27年度執行委員会によって大会を招集することとし、27年度執行委員会を構成していた者のうち、それまでに組合を自ら脱退していた者を除く2名が、令和7年7月14日に27年度執行委員会を開催し、7年9月13日定期大会を招集することを決定した（第2．8(1)）。

その後、7月22日、27年度執行委員会は、「現在の執行委員会」と連名で、7年9月13日定期大会の招集を決定した時点で組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告Z4及び選定人Z5の2名を含む。）に対し、7年9月13日定期大会の招集を通知するとともに、同大会開催に当たっての代議員選挙の立候補に係る案内文を送付した（第2．8(2)）。それらを受け、組合員の直接無記名投票による代議員選挙が行われた（第2．8(3)アウ）。

9月13日、上記代議員選挙で選ばれた代議員の過半数が出席（委任状による出席を含む。）して7年9月13日定期大会が開催され、直接無記名投票による役員選挙が行われた結果、A1委員長が組合の執行委員長に選任された（第2．8(4)）。

7年9月13日定期大会で組合の執行委員長として選任されたA1委員

長は、7年11月11日に開催された本件の第10回調査期日において、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を本件申立人組合の行為として追認し、引き続き審査手続を進めていく旨の意思を表示した（第2.9）。

- (3) 以上の事実を踏まえると、組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、決議が不存在とされた期間の直前の大会において選任された執行委員会を構成する者のうち、7年7月14日時点で組合員であった者によって執行委員会を開催し、組合規約に基づいて、7年9月13日定期大会の招集を決定した上で、同大会招集を決定した時点において組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告Z4及び選定者Z5の2名を含む。）に対して大会の招集を通知するとともに、代議員選挙への立候補を案内した上で、組合員の直接無記名投票による代議員選挙を行い、7年9月13日定期大会において、出席代議員の直接無記名投票を行って執行委員長を選出し、選出された執行委員長が、組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を追認したのであるから、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるとは認められず、却下事由に該当するということとはできない。

2 会社がA2に同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額を支給していないことについて

(1) 申立人組合の主張

ア 会社は、A2に対する配車差別の是正について、組合と本件和解条項を合意したにもかかわらず、その後もA2に配車差別をし、同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回っているA2に差額分の賃金を支払っていない。本件和解条項の「同業種の従業員の月額賃金の平均額」とは、会社の従業員からA2及び事務職の従業員を除いた月額賃金の平均額であり、差額分とはその平均額とA2の月額賃金との差額である。

イ 本件和解条項は、会社が、正当な理由なくA2の月額賃金が同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないことを誓約し、下回った場合は、平均額との差額を支払うことを約束している。しかし、会社は、毎月10

万円もの差額が生じていたにもかかわらず、組合に事情も説明せずは一切その差額を支払っておらず、差額の大きさからも会社の差額分の賃金の不払に正当な理由があるとはいえないのであるから、会社の対応は本件和解条項の不履行にほかならず、組合員であることを理由とした不利益取扱いに該当する不当労働行為である。

ウ 会社が、組合と合意した本件和解条項を履行しなかったことは、A 2 に大きな経済的不利益を与え、団体交渉によって合意をしたとしても、結局労働条件の維持向上、雇用・労働問題の解決のための協議ができないという諦めの感情を組合員に抱かせ、組合員の組合活動意思を萎縮させ、組合の団結権を侵害することになる。

これは、労働組合法を遵守して運営している組合の存在を否定し、組合の運営を制約、阻害する行為であり、組合の運営に対する支配介入にも該当する。

(2) 被申立人 Y 2 破産管財人の主張

ア A 2 の月額賃金について、他の同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないようにするためには、残業手当を支払うことが必要となるところ、その残業を本人が希望しなかったのであるから、結果的に A 2 の月額賃金が他の同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回ったことについては、正当な理由があるというべきである。

本件和解条項に基づく、賃金が他の同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないという法律効果は、A 2 の利益であるから、A 2 は、残業を希望しないことでこれを放棄したというべきである。

したがって、たとえ A 2 の月額賃金に上記差額が生じたとしても、その差額を請求する権利はない。

イ 会社は、A 2 に対して他の同業種の従業員と同じ基本給を支給し、同様に残業を命じて適正な残業手当を支払っており、他の同業種の従業員と差別などしていない。会社の事業においては、運転手がそれぞれ別の車両を運転し、異なる運送業務等に従事しているのであるから、残業手当に差が生じるのはやむを得ないことであり、組合員であることを理由に差別したわけではない。

よって、A 2 の月額賃金が他の同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回ったことには正当な理由があり、会社が差額を支給しないことは不当労働行為には当たらない。

(3) 当委員会の判断

ア 組合と会社とは、5 年 5 月、「A 2 の 2023 年 5 月 1 日就労分以降の賃金を同業種の従業員と差別せず、同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないことを誓約し、正当な理由なく A 2 の賃金が平均額を下回った場合は、平均額との差額を支払う。」（本件和解協定書第 3 項(4)）と定めた本件和解条項を含む本件和解協定書を締結した（第 2. 2 (3)、同 3 (1)）。本件和解協定書締結以降、6 年 2 月までの間の A 2 の月額賃金は、全ての月において他の運転手の月額賃金の平均額を下回っているが、その差額を会社は組合に一切支払っていない（第 2. 4 (4)(5)、別紙）。このことについて、組合は、会社がこの差額を支払わないことは本件和解条項の不履行にほかならず、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たると主張するので、以下検討する。

イ 5 年 5 月から 6 年 2 月までの間において、A 2 の月額賃金と、同業種の従業員の月額賃金の平均額とを比較すると、A 2 が帰省のため年次有給休暇を取得し出勤日数が 3 日のみであった 9 月を除き、約 7 万円から約 13 万円の差額が生じている（第 2. 4 (4)、別紙）。

会社における運転手の賃金は、基本給、愛車手当、無事故手当及び残業手当で構成されている（第 2. 4 (1)）。このうち、基本給、愛車手当の額は同一の金額が支給されており（第 2. 4 (1)）、無事故手当についても 5 年 5 月から 6 年 2 月までの間は、全運転手に同額が支給されているから（同）、月額賃金の差額は、残業手当の支給額の差によって生じたものといえる。そして、運転手の残業手当は、通常 1 日 2 回以上の運送業務を割り振られると発生するから（第 2. 4 (2)）、この月額賃金の差額は、詰まるところ、配車の指示の差によって生じたものといえることができる。

ウ 本件和解協定書は、組合が、A 2 に対する配車差別の是正を求めて団体交渉を申し入れ、組合と会社との間で 2 回の団体交渉と 1 回の事務折衝を経て締結された（第 2. 2 (2)(3)）。会社は、この本件和解協定書の中

で、今後A 2 に対し他の運転手と同等の配車指示を行うことを了解したのであり、会社は正当な理由がない限り、本件和解条項を遵守し、A 2 に対し他の運転手と同等に配車の指示をすべきであったといえる。

しかしながら、会社においては、通常1日2回以上の積み下ろし業務を指示するところ(第2. 4(2))、A 2 に対しては、本件和解協定書締結以降も、ほとんどの勤務日において1日1回しか配車を指示していない状況が継続しており(同(3))、その結果、上記イの差額が毎月生じたものといえる。

エ この点につき、Y 2 破産管財人は、差額が生じたのはA 2 が残業を希望しなかったためであり、正当な理由があると主張する。しかしながら、A 2 は、会社の配車係に対し、自身に配車をもっと割り振るよう要望しており(第2. 4(3))、A 2 が残業を拒否しているといった事実は見当たらない。

また、Y 2 破産管財人は、会社の事業においては運転手がそれぞれ別の車両を運転し、異なる運送業務等に従事している以上、残業手当に差が生じるのはやむを得ないことであるとも主張する。しかしながら、会社が保有する大型貨物自動車の車種や仕様は全て同じであり、会社の運送業務は物流センターへ移動し荷積みをして目的地へ移動し荷下ろしをする業務であって(第2. 4(2))、運転手によって運送業務に差異があるといった事実は認められず、前記イの差額が生じる理由として合理的であるとはいえない。

したがって、Y 2 破産管財人の上記主張はいずれも採用することができない。

オ そうすると、本件和解条項の不履行は、団体交渉を経て組合と締結した労働協約に相当する本件和解協定書をないがしろにするものであり、結果として組合の運営に支障を与えたというほかないから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

また、組合と締結した本件和解条項を履行しなければ、組合員であるA 2 に経済的不利益を与えることは明白であり、会社はそのことを認識しつつ正当な理由なく本件和解条項を履行しなかったのであるから、本

件和解条項の不履行は、A 2 が組合員であることを理由にした不利益取扱いにも当たるといわざるを得ない。

3 会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことについて

(1) 申立人組合の主張

ア 組合は、会社に対し、1月29日付要求書にて、A 2 の労働条件についてファクシミリと配達証明郵便にて本件団体交渉申入れを行った。

しかし、会社は、ファクシミリを6年1月29日に受領し、翌30日には配達証明郵便を受領したにもかかわらず、回答期限である2月5日までに団体交渉の応諾について一切の回答をしなかったばかりか、回答期限を大幅に経過した、本件申立時の3月11日に至るまで団体交渉の応諾について一切の回答をせず、団体交渉を拒否した。会社のこの対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

イ 会社は、組合から団体交渉の申入れがあったことは認めながら、破産申立てを弁護士に相談しており、経営状態がひっ迫し、業務も混乱していたことから団体交渉に応じられるような状態になかった旨を述べ、団体交渉拒否に正当な理由があったと主張するが、失当である。

組合が団体交渉を申し入れた1月29日時点で、会社では通常の業務が継続されており、また、既に組合と団体交渉を開催した経緯があることを踏まえれば、少なくとも、応諾の回答をする程度の対応はできたはずである。また、破産を予定していたのであれば、組合にその状況を説明するべく、団体交渉に応じた上でそのような機会を作るべきであった。

ウ 会社が正当な理由なく組合との団体交渉を拒否したことは、団体交渉によって労働条件の維持向上、雇用・労働問題の解決のための協議ができないという諦めの感情をA 2 を含む組合員に抱かせ、組合員の組合活動意思を萎縮させることになる。

そして、会社が団体交渉を拒否したことで、A 2 の問題を協議することができなくなり、団結権が侵害される結果となった。

これは、労働組合法を遵守して運営している組合の存在を否定し、組合の運営を制約、阻害する行為であるから、会社が団体交渉を拒否したことは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為にも当たる。

(2) 被申立人 Y 2 破産管財人の主張

本件団体交渉申入れがされた当時、会社は、既に破産申立てを弁護士に相談しており、経営状態がひっ迫し、業務も混乱していたことから、団体交渉に応じられるような状況になかったのであり、会社が団体交渉に応じなかったことについては、正当な理由がある。

(3) 当委員会の判断

ア 本件団体交渉申入れ時において、A 2 は会社の雇用する労働者であり（第 2. 2 (1)）、組合は、会社に対し、本件和解協定書の履行、すなわち A 2 の未払賃金の支払等について団体交渉を申し入れた（同 4 (6)）のであるから、会社は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

組合は、会社に対し、1 月 29 日付要求書をファクシミリ及び配達証明郵便で送付して団体交渉を申し入れ、配達証明で郵送した 1 月 29 日付要求書は、1 月 30 日に会社に到達したことが認められる（第 2. 4 (6)）。

これに対し、会社は、回答期限であった 2 月 5 日までに何ら回答しなかっただけでなく、さらにその期限から約 1 か月が経過した 3 月 11 日の本件申立時においても何ら回答をしていない（第 2. 4 (7)）。

イ このことについて、Y 2 破産管財人は、本件団体交渉申入れがされた当時、会社は、既に破産申立てを弁護士に相談しており、経営状態がひっ迫し、業務も混乱していたことから、団体交渉に応じられるような状況になかったと主張し、会社が団体交渉に応じなかったことについては、正当な理由があると主張する。

しかしながら、会社にそうした事情があったのであれば、その旨組合に事情を伝えるなどの方法も採り得たのであり、会社がこのような方法を何ら採ることなく本件団体交渉申入れに応じなかったことについて、これを正当化することは困難である。したがって、本件団体交渉申入れに会社が応じなかったことは正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

そして、団体交渉が開催されなかったことで、組合は、本件和解協定書の履行について協議することができず、組合の運営に支障を与えたといわざるを得ないから、上記団体交渉拒否は組合の運営に対する支配介入にも当たる。

4 救済の方法

(1) 本件和解協定書の不履行について、特殊な事情のあった令和5年9月を除き、同年5月から6年2月までの間におけるA2と同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額（別紙）の支払を主文第1項のとおり命ずることとする。

(2) 本件団体交渉拒否について

会社においては、非組合員を含めた全従業員が解雇され、破産手続も開始されている状況（第2. 5(2)(3)）を考慮すると、本件の救済としては、主文第3項のとおり文書交付を命ずるのが相当である。

(3) 救済命令の名宛人について

本件申立て後に会社の破産手続開始決定がされ、当委員会は7年8月5日にY2破産管財人の当事者追加を決定した（第2. 5(7)）。

主文第1項は、会社に対して命ずるが、破産手続における配当の実施は、Y2破産管財人の職務であることから、Y2破産管財人に対し、主文第2項のとおり命ずることとする。

主文第3項は、会社が、破産手続の開始前に組合の本件団体交渉申入れに応じなかったことに対する救済であるから、Y2破産管財人ではなく、会社に対して命ずるのが相当である。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、会社がA2に同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額を支給していないことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当し、会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことは、同法同条第2号及び第3号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

令和8年4月7日

東京都労働委員会

会 長 團 藤 丈 士

別紙

(単位：円)

区 分	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	合 計
月額賃金 (A2)	331,225	310,860	307,083	312,877	—	329,010	327,690	310,742	288,664	272,400	—
平均月額賃金 (A2除く)	406,189	400,683	428,383	406,782	—	413,353	434,684	388,721	417,360	388,703	—
差 額	△ 74,964	△ 89,823	△ 121,300	△ 93,905	—	△ 84,343	△ 106,994	△ 77,979	△ 128,696	△ 116,303	△ 894,307

